

Harmony - news & topics 2012.01

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758

新しい年が希望に溢れる日々となりますよう
お祈りいたします。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成 24 年 1 月

門田修 司法書士行政書士事務所
門田陽子 社会保険労務士事務所
合同会社 Harmony

2011年の仕事観を表す漢字は 「耐」に決定、2012年は？

2011年をあらわす文字は「絆」に決まりましたが、株式会社インテリジェンスは「2011年の仕事観を表す漢字」に関する調査（25～39歳のビジネスパーソン1,000人回答）を行い、その結果を発表しました。皆さんはどのように感じられるでしょうか？

（ ）内は前年順位

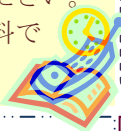
-  1位「耐」（4位）
-  2位「楽」（1位）
-  3位「忍」（2位）
- 4位「苦」（3位）
- 5位「忙」（7位）
- 6位「生」（5位）
- 7位「学」（圏外）
- 8位「変」（圏外）
- 9位「努」（10位）
- 10位「考」（圏外）

◆どちらかと言えばマイナスイメージである「耐」が前年の4位から1位に、「忙」が前年の7位から5位に上昇しました。また、「学」「変」「考」が圏外から新たにランクインしています。

◆業種別に見てみると、メーカーでの1位は「忙」であり、「震災、節電、円高、タイ洪水など、情勢の変化に合わせて自身の仕事も変化したため、忙しい1年だった」といった声が多かったそうです。建設・不動産での1位は「楽」であり、「不況で仕事が少なく楽だった」という意見が目立ったそうです。しかし、「今後は被災地復興のために、建設業では仕事が増えそう」といった声も見られたようです。

2月は「相続登記はお済みですか？」月間です

毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」です。相続登記は申請期限がなく、いつ行ってもいいですが、長期間放置しておくと、いざ登記をしようとした時に様々な問題が発生することがあります。相続登記はできるだけお早めにお済ませください。2月の1ヶ月間は各個人事務所で相談無料で対応させていただきます。



編集後記：

新しい1年が始まりました。昨年の災禍を改めてお見舞い申し上げます。今年1年が、確実に前へ一歩を踏み出す日々の重なりであることを願うばかりです。昨年の仙台は雪が遅かった…とはいえ、また雪の季節が巡ってきました。初雪の日以来、雪が降るたびに、お客様とお目にかかれればあの日の雪の話になりました。私自身、あの日に降った雪のことは、一生忘れないと思います。それにしても、あれから季節がそんなに移ったとは…確かに日々は過ぎたようで、あまりにも早いようで、昨年ほど物理的な時間と相対的な時間の差を感じたことはありません。今年は今まで以上に1日を大切に、その時その時を大切に、過ごしていきたいと思います。今年もよろしくお祈りします。

希望者全員の65歳雇用に向けた動き
～昭和28.4.2生から年金支給開始は61歳となり、
段階的に支給開始年齢は65歳へ～
給与と年金の接続を確実にするためには？

年明けの1月6日に、厚生労働省の労働政策審議会から、「今後の高齢者雇用対策について」と題する、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等を求める内容の文書が発表されました。今後の高齢者雇用対策はどのように動いていくのか、非常に注目すべき内容が含まれています。

◆高齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年10月に発表した「平成23年高齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高齢者を65歳まで雇用するための高齢者雇用確保措置（「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれか）を「実施済」企業の割合は95.7%（前年比0.9ポイント減）、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は47.9%（同1.7ポイント増）、同じく70歳まで働ける企業の割合は17.6%（同0.5ポイント増）です。

◆「無年金・無収入」となる者の防止

現行の年金制度に基づき、平成25年以降は、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることが決まっていることから、現状の高齢者雇用確保措置のままでは、「無年金・無収入」となる者が生じる可能性があります。そこで、昨年9月から、厚生労働省内に設置された専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するよう、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013年度から施行されるとも報道されています。中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが、いずれにしても、今後の動きに注目しておく必要があるでしょう。

ホームページをリニューアルしました
是非ご覧下さい www.kadota-office.com

業務内容、事務所・会社案内、スタッフのページ等ぜひご覧ください。今年トピックのコーナーでの情報発信もより充実させていきたいと思っています。めげせ！週1更新です。



Harmony – news & topics 2012.01

#発行: 2012年1月10日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

